

# 役員等の報酬等および費用に関する規程

## 第1条 目的

この規程は、この法人の理事、監事、および評議員に対する報酬等および費用に関する取扱いにつき、その支給の基準を定めるものである。

## 第2条 定義

この規程において掲げる用語の意義は、以下の通りとする。

- 「役員等」とは、この法人の理事、監事および評議員をいう。
- 「報酬等」とは、この法人の役員等に支給する職務執行の対価として支給する財産上の利益をいう。但し、この法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。
- 「費用」とは、この法人の役員等に支給する職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、通勤費、手数料その他の経費をいう。

## 第3条 報酬等の支給の基準

役員等が、次に掲げる各号の業務に出席従事した場合、出席に係る対価として、「別表」に掲げる金額を支給することができる。

- 評議員会
- 理事会
- この法人が設置する委員会等

## 第4条 役員等に対する報酬等の総額

前条に基づき、役員等に対する各年度の報酬等の総額は、次の金額の範囲内とする。

- 評議員合計 45万円
- 理事 合計 90万円
- 監事 合計 30万円

## 第5条 費用の支給

この法人の役員等の職務の執行に際し発生する費用については、その実費又はその相当額を支給することができる。

## 第6条 その他支給

この規程に定めるほか、この法人の事業の遂行に際し、役員等に講演、寄稿、委員等を委託・委嘱する場合の講演料・原稿料・委員報酬等は、年総額（全員で）2百万円の範囲内で支払うことができる。

## 第7条 改廃

この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

## 第8条 細則

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定めることができる。

## 附則

この規程は、この法人の移行認定登記の日から施行する。

### 「別表」 第3条の金額

業務の種類	金額
(1)、(2) および (3)	1人1件当たり 3万円